

環境厚生常任委員会

日 時 平成30年5月25日（金）
午後1時30分 ～
場 所 第3委員会室

1 開 議

2 行政報告

【健康福祉部】

- (1) 亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例施行記念イベントについて
- (2) 平成30年度 敬老乗車券事業について

3 行政視察報告書について

4 子どもの権利条例（仮称）について

5 その他

平成30年5月25日
環境厚生常任委員会

－ 提出資料 －

1. 亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例施行記念イベントについて . . . (障害福祉課)

P 1

2. 平成30年度 敬老乗車券事業について

. . . (高齢福祉課)

P 2・3

健康福祉部

めざ
～ほっとやさしいまちづくりを目指して～

かめおかししゅうわげんごおよ しょうがいしゃ

亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例

しょうれい
しこうきねん
施行記念イベントのお知らせ

かめおかし しょうがい
亀岡市では、障害があってもなくても、すべての市民が互いに人格と個性を尊重し、支えあひながら自分らしく豊かに暮らすことが出来る地域社会を構築するために、平成30年4月1日「亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例」を施行しました。

これを記念して、下記のとおり記念イベントを開催しますので、ぜひご参加ください！

にち じ へいせい ねん がつ にち ど ごせん じ ごこ じ ぶん ごせん じ ぶんかいじょう
日 時 平成30年6月23日(土) 午前10時～午後0時30分(午前9時30分開場)

ば しょ びき
場 所 ガレリアかめおか 1F 響 ホール

ない よう
内 容
(予 定)

かつどうほうこく ◎活動報告

かめおかし しょうがいふくし しょうれい
～亀岡市の障害福祉のとりくみと条例について～
しょうれいそあんさくせいいいんかいもとかいちょう なかむら ゆういち
条例素案作成委員会元会長 中村 雄一さん

きねんさつえい
～記念撮影～



「ほっとやさしいまちづくり」を目指してメッセージを発信します！！

しょうがい ひと ◎障害のある人からのメッセージ

- ちょうかくしょうがいしゃかつどうだんたい
・聴覚障害者活動団体より
- しかくしょうがいしゃかつどうだんたい
・視覚障害者活動団体より
- ちてきしょうがいしゃかつどうだんたい
・知的障害者活動団体より

わたしたちの思いを直接お伝えします。どう関わったら分かり合えるのかな？という疑問が、少しでもなくなれば嬉しいです。ぜひ聞いてください！



きねんこうえん ◎記念講演

しゅうわげき あ げきだん かい
～手話劇『わかり合えるために』～ 劇団あしたの会
きょうとを拠点に、耳の聞こえる人と聞こえない人が、手話と音声という異なる表現方法を通して演劇に取り組みられています。
手話、音声、文字で表現します。

かいじょうまえとう てんやく ろうどく かくたいもじ ちゅうどうけん しゅうわ ようやくひっきょうとうたいけん せつち
※会場前等にて、点訳、朗読、拡大文字、盲導犬、手話、要約筆記等体験コーナー設置
(午前11時～午後1時30分)

《お問い合わせ》

かめおかししょうがいふくしつか だんわ ファックス
亀岡市障害福祉課 電話25-5189 FAX 25-5511

平成30年度 敬老乗車券事業について

1 事業の目的

公共交通機関を利用する機会の多い高齢者の移動手段の確保及び外出促進並びに市内の公共交通機関の利用促進と地域間格差の是正を目的として、高齢者及び運転免許証自主返納者を対象に、回数券方式のバス利用乗車券を販売します。

2 対象者 〈亀岡市内に住所を有する者に限る。〉

- ① 70歳以上の高齢者（昭和24年3月31日以前に生まれた方）
- ② 70歳未満で運転免許証を自主返納された方

3 実施期間

平成30年6月1日（金）から平成31年3月29日（金）まで。

4 乗車券

亀岡市コミュニティバス、亀岡市ふるさとバスの全区間及び京阪京都交通バスの亀岡市区間全区間を利用区間とし、区間、距離を問わず1乗車につき1枚で乗車できる券とします。

- ・乗車券は、1冊あたり20枚綴りとし1冊2,500円で販売します。
- ・購入できる冊数は、当該年度中、一人2冊までとします。
- ・乗車券の使用期限は、2020年（平成32年）3月31日とします。

5 販売窓口

- | | |
|------------|---|
| 6月1日～3月29日 | 市役所1階高齢福祉課で販売します。 |
| 6月4日～6月13日 | 各町自治会で市職員による出張窓口を実施。 |
| 6月1日～7月31日 | 人権福祉センター、東部文化センター、保津文化センター、犬甘野児童館でも販売します。 |

参考：平成29年度からの変更点

	平成29年度	平成30年度
対象者	75歳以上の高齢者 運転免許証自主返納者	<u>70歳以上</u> の高齢者 運転免許証自主返納者
販売期間	H29.9.19～H30.3.30	H30.6.1～H31.3.29
自治会出張窓口	販売開始時のみ	状況に応じて複数回実施予定
使用期限	無し	2020(H32).3.31

平成30年度 敬老乗車券 自治会販売 日程

	午前10時～午前11時30分	午後1時30分～午後3時
6月4日 (月)	古世総合センター	吉川公民館
	亀岡地区中部自治会事務所	蕨田野生涯学習センター
	南つつじヶ丘コミュニティセンター	ほんめ町ふれあいセンター
6月5日 (火)	亀岡地区自治会館	畑野町公民館
	東別院町ふれあいセンター	馬路生涯学習センター
	西つつじヶ丘ふれあいセンター	旭コミュニティセンター
6月6日 (水)	西別院生涯学習センター	大井町自治会事務所
	曾我部町公民館	千歳町自治会館
	東つつじヶ丘ふれあいセンター	河原林生涯学習センター
6月7日 (木)	吉川町穴川団地集会所	保津町公民館
	蕨田野生涯学習センター	篠公民館
	ほんめ町ふれあいセンター	千代川町自治会館
6月8日 (金)	畑野町公民館	古世総合センター
	宮前町自治会館	亀岡地区自治会館
	東本梅町ふれあいセンター	南つつじヶ丘コミュニティセンター
6月11日 (月)	馬路生涯学習センター	東別院町ふれあいセンター
	旭コミュニティセンター	西別院生涯学習センター
	千歳町自治会館	西つつじヶ丘ふれあいセンター
6月12日 (火)	河原林生涯学習センター	曾我部町公民館
	保津町公民館	大井町自治会事務所
	篠公民館	
6月13日 (水)	亀岡地区中部自治会事務所	千代川町自治会館
	宮前町神前ふれあいセンター	東つつじヶ丘ふれあいセンター
	東本梅町ふれあいセンター	

視察先	神奈川県川崎市 人口1,483,849人 面積144.35km ² 東京都調布市 人口 231,480人 面積 21.58km ² 愛知県岩倉市 人口 48,047人 面積 10.47km ²
視察日時	川崎市 5月8日(火) 13:30～ 調布市 5月9日(水) 10:00～ 岩倉市 5月10日(木) 10:00～
視察等の名称	川崎市 ○子どもの権利に関する条例について 調布市 ○子ども条例について 岩倉市 ○子ども条例について
視察の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利に関する条例を制定し、子どもの権利条約の具体化を図ることにより、子どもの健やかな育ちを支援するための各施策が全庁的な連携のもとで推進され、子どもにとってよりよいまちづくりにつながるという仮説のもとに調査を行う。 ・条例制定に至る経緯や条例策定に向けた調査研究、条例制定後の取り組み等を学ぶ。
視察等の概要	<p>◆各自治体における取り組みの特徴</p> <p>川崎市 条例策定当初からかかわってきた附属機関である「子どもの権利委員会」が現在も活発に機能している。子どもの権利に関する調査研究は子どもの権利委員会が担っており、川崎市はその答申を生かして施策推進をしてきた。所管課では毎年、子どもに関する所管事業について自己評価を行い、それを集約して子どもの権利委員会に意見を求めている。</p> <p>調布市 川崎市・岩倉市の条例は、子どもの権利保障を主眼として計画策定や普及啓発などの施策などを総合的に定めているが、調布市の子ども条例は施策推進の柱とすることを目的に制定された「理念条例」として説明された。前文に「子どもは調布の「宝」という市の考え方を示し、子どもの権利については、第4条に明記するのみである。他は、大人がどうするべきかを規定する内容となっている。</p> <p>岩倉市 第2章で子どもの権利を明確に規定し、実効性を担保するため</p>

に第4章で子どもに関する施策として実施すべきものを具体的に書き込んでいる。第5章で子どもの権利を子ども自身が守っていくという務めを規定している。

◆市民意見の聴取

川崎市・岩倉市では多くの市民・関係者の参画を得て、子どもの権利についての市民理解を促進しながら条例制定を進めてきた。意見聴取のためのアンケート送付やヒアリングには既存業務に関連づけて費用を抑えながら効果的に行う工夫がされていた。

調布市は、子どもに関する施策の連携不足が最大の課題であるという内部の問題意識から、子ども条例制定準備委員会に諮るまでに庁内での検討を重ね、子育て施策の推進を目的とした条例制定の方向性が出されていた。準備委員会に子どもを含む市民を対象としたアンケート結果を資料として提出しているが、子どもの権利ではなく子育て支援と子どもの実態調査が主な内容である。

◆条例制定の効果

川崎市

条例を根拠とする行動計画が策定されたので、子どもに関する各施策の進捗状況を確認できる。動きがないところは指摘して、推進を促すなどしており、確実に情報共有がやりやすくなっている。行動計画を策定し、施策を一元化できたことなどは条例制定の効果である。条例を根拠として子どもに関する施策が厚くなった。条例がなければ、これらの取り組みはされなかっただろうとの説明であった。

調布市

子ども条例を根拠として、子ども施策には予算と人員が大きく配分されている。計画には子どもの視点でのまちづくりをすることを明記している。子ども政策部以外の部署にも子どもに関する事業（例：都市公園）が多くあり、全ての部署で、子どもの視点でのまちづくりをするための目標を立て、検証することにより、全庁を挙げての子ども施策推進と情報共有につながっている。

*「子ども・子育て支援事業計画」は子ども・子育て支援法に基づくものであるためニーズ調査になってしまって残念であるが、次世代育成支援行動計画の計画期間終了後も、子供施策に関する目標と事業進捗については、年に一回照会をか

けているとの説明。

岩倉市

子どもの権利に関する啓発を行い、子どもの権利保障を総合的かつ計画的に進めていくための行動計画が条例を根拠に策定されている。毎年実績報告をするため、担当課と子どもの権利についての認識を共有しながら施策を推進することにつながっている。

◆前文

川崎市

前文に全て言いたいことを盛り込んでいる。前文を大事にしている。

調布市

前文に示した「子どもは調布の「宝」という市の考え方が最も重要な部分である。

岩倉市

子どもの権利条約をもとに、岩倉市らしさを取り入れてつくられている。パンフレットの表紙に前文を掲載している。

◆行動計画

川崎市・岩倉市では、子ども・子育て支援事業計画（平成27年～31年度）とは別に、子どもに関する施策を網羅する計画を持っており、いずれもその策定について条文で規定している。

川崎市

子どもの権利に関する行動計画（第5次）（第36条）

岩倉市

子ども行動計画（第19条）

調布市も、行動計画の策定、評価、改定について条文で規定している（第18条）が、現在は子ども・子育て支援事業計画の他、特に計画策定はされていない。条例策定当時に並行して策定作業を行っていた次世代育成支援行動計画（平成22年度～26年度）に条例の理念を反映させた。計画期間終了後も行動計画の検

証を行っている。

◆普及啓発

川崎市

条例で子どもの権利の日を設定し、その前後1カ月で啓発強化に努めている。その他、パンフレットや相談カードの配布、ホームページでの情報提供を行っている。子どもの権利の学習支援を教育委員会が担当しており、パンフレット等は学校の授業でも使用している。

多数の市民と共に条例を策定した当時、100%近かった認知度が現在は低下してきていることから、普及啓発の必要性を認識しており、特に教師への研修に力を入れている。

調布市

子どもの権利条例ではなく、安心して、子どもを生き育てられる環境整備を進めていくための理念として子ども条例を制定した経緯から、子どもの人権についての意識啓発ではなく、市がどのような考え方で施策を推進しているかを伝えるため、子育て情報誌の最初のページに条例を掲載している。

岩倉市

条例でこどもの権利週間を設定し、啓発強化に努めている。子どもの権利を学ぶための副読本を利用した授業、講演会等を開催している。子ども条例のパンフレットを全校に配布している。持ち帰るのではなく、各クラスに常備し、毎年引き継いで授業に使っている。

子どもの権利条約が採択されたのが1989年11月20日であることから、川崎市、岩倉市は子どもの権利の日を11月20日に設定している。調布市は検討段階で子どもの権利週間を条文に規定する素案となっていたが、最終的には削除されている。

◆子どもが直接救済を求めることができる制度

川崎市は、相談及び救済について第35条で定めている。子どもの権利に関する条例制定前から人権オンブズパーソン制度が整備されており、そこに上乗せする形で、子どもの権利侵害についても簡易に安心して相談や救済の申立てができる制度として運用されている。メール、手紙でも相談が可能で、電話相談は放課

後にかけることが可能な時間帯に設定されている。特に、子どもからの相談は「子どもあんしんダイヤル（子ども専用）」として専用の番号を設け、フリーダイヤルとしている。

岩倉市は、権利救済委員について第14条で定めているが、子どもが相談する窓口とはなっていない。

◆子どもの権利を条例で定めることによる弊害

各市とも、権利ばかりを強調すると子どもがわがままになるのではないか、しつけ、教育に影響が出てくるのではないか等、子どもの権利をうたうことによる弊害を指摘する声があった。

調布市では、そのような懸念から、権利条例ではなく施策推進のための条例制定とすることが、調布市子ども条例制定準備委員会に意見を求めるより前に、内部で既に決定されていた。当初は、権利条例をつくるべきとの機運が議会、市民の間で高まったことを受けての検討だったとのことだが、それを子育て施策推進のための条例とする方向性を決定した内部での議論をまとめた調査報告書は存在しない。

岩倉市では、子どもに対し、他者の権利尊重に努めさせる規定を入れていることで、自己の権利主張ばかりではないことを示している。（第5章 子どもの務め 第22条～24条）子どもの権利条例によって、実際に心配されていたような弊害があったかを尋ねたところ、この条例を根拠に不当な主張がされるようなことはなく、むしろ子どもの参加権を保障する事業によって子どもが主体的に責任を持って関わるというプラスの効果があったとの説明であった。

川崎市でも、前文において権利主張だけでなく、権利の相互尊重の重要性に言及しているが、子どもの責務として書かれているのではない。また、子どもに対して努力義務を課す条文はない。わがままになるのでは、とよく心配されるが、互いに思いやりを持てば優しい子どもが育つと捉え、子どもの権利が守られれば、全ての人間の権利が守られることにつながっていくということを前文で表現しているとの説明であった。

◆主な経費

川崎市

・少ない経費で効果的な事業を行うための工夫として、他の部署

	<p>と連携した啓発に力を入れている。他の啓発活動と共に実施する場合は予算の節約となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の人権啓発Jリーグ連携事業を活用している。川崎フロンターレと連携し、啓発活動としてアンケートや物品配布を行う。経費は国130万円、一般財源0。 ・パンフレットの印刷代等に多額の経費がかかるが、転出入が多く、啓発事業の費用対効果に課題がある。 ・子ども夢パークが開設15年目となる。周年事業として冠をつけ、経費をかけずに露出を増やすことを考えている。 <p>*行動計画策定費用、実態・意識調査報告書作成費用、子ども安心ダイヤル等の運営費用等の詳細は未確認である。</p> <p>岩倉市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットの作成経費126万円。 ・権利救済委員報酬12万円。 ・行動計画策定経費 第1期は委託料約250万円。 第2期は第1期計画の目標骨子を引き継ぎ、追加する内容を職員が作成したため、人件費以外の費用は発生していない。 ・今年度は、条例制定から10年となるため、周年事業を実施する。経費は講師代のみ。 条例策定時は、子どもの居場所を新しくつくりたいという意見があったが、財政的制約のため、条文では既存の施設を活用することとした。児童館等の事業に子どもが主体的に参画できるような企画を考案したり、特に児童館と縁遠くなりがちな中学生以上の子どもを対象とした事業を実施するなどして、費用をかけずに子どもの居場所づくりを工夫している。
<p>考察</p>	<p>亀岡市における子どもの福祉増進のためには、子どもの権利に関する条例を制定することが有効である。条例制定によって、子どもの権利条約の理念の普及が図られ、子どもの健やかな育ちを支援するための各施策が全庁的な連携のもとで推進されることが期待できる。条例の前文には上記のような委員会での経緯を踏まえ、制定の考え方を明確に示すことが重要である。まず前文の内容を熟議の上、確定する必要がある。</p>

	<p>○実効性の確保について</p> <p>計画策定だけでなく、具体的な事業について条文中で規定されていることも実効性確保のために有効だが、先行事例では、トップダウンによって策定作業が進められ、事業についての規定はそれを実行する立場にある教師、職員等が議論に参加し、専門家の知見を活用しながら条文化したものである。当委員会で提案する場合、条例は簡素なものとしておき、条例を根拠に検討を求めたい施策・事業等の詳細は、別途政策提言書としてまとめることが望ましいと考える。この提言書を意義あるものとするためには、所管部署との意見交換が必要である。費用を抑えながら効果的な意見聴取を行う工夫など、先進地で得た情報を所管と共有することで行動計画策定の際に生かされることも期待できる。</p> <p>直接に子どもの権利条例に基づいて行われる新規事業はコストは大きくないが、施策を子どもの最善の利益のために一元化することにより、既存施策の中で不足していた資源が明らかになり、それを充実させるための経費が必要になる可能性がある。そこで、必要な資源を確保することについて条例に規定しておくことが重要となる。</p>
委員の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市では、条例制定後も子どもに関する施策について定期的に検証を行っている。条例制定に合わせて施策や事業推進のための行動計画を策定することにより、条例制定後も常に環境や状況の変化に対応することができるのではないかと。 ・川崎市・調布市において、条例を制定することにより、施策について庁内横断的に共通認識を持つことができていると感じた。 ・調布市では、子どもの目線で子どもの権利をいかに守るのかということよりも、子育て支援の立場から、いかに行政として努めていくかを重点として策定されたものである。条例制定後、担当所管だけでなく、庁内横断的に子ども関連の施策や事業推進に大きく成果が出ていることを考えると、本市の課題解決に一石を投じることが大きく期待できる。 ・調布市子ども条例は、権利条例ではなく理念条例として、よりよい子育て支援等の環境整備に有効である。条例の周知や啓発については担当職員の確保のための予算以外には極力予算を縮減され、大変な努力が感じられた。 ・岩倉市の「子ども条例」は、福祉的な立場よりも教育的立場か

	<p>ら進められたことに驚きを感じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの貧困や児童虐待などの課題解決や、子育て支援体制の拡充のために全庁的な取り組みを推進するためには、子ども関連条例の策定が不可欠であると考える。 ・条例策定において条文は大変重要であるが、最も重視すべきは本市として、亀岡市の宝としての子どもの未来と成長をいかに支え、自己肯定感を高めるとともに、自身の存在価値の再認識ができるよう、あらためて自身には権利があるということを子ども自身に気づかせ理解させる必要がある。 ・あわせて行政や大人の役割として社会的な背景を鑑みて環境整備に努め、子ども自身の孤立化や、子育て世帯が社会から孤立・乖離しないためには、どのように努めていくのかも前文に明記するべきであると考える。 ・本条例の制定と並行して行動計画策定を条文化し、条例制定後は行動計画に基づき、年度ごとに施策や関連事業について調査、検証を行い、子どもたちがいきいきと成長することができるよう社会全体で支え、自らの自立・自律の人格形成の促進を図るとともに、何事においても公平にチャレンジできる社会環境の整備に努めていくことを目指していくべきと考える。 ・条例制定の周知啓発については子どもたちの学習の中で自ら学ぶ機会を設ける必要がある。 ・社会の役割や認識の改善については行政機関はもとより、子育て支援時に保護者へ幅広く時間をかけて周知啓発を行うことが肝要である。 ・庁内の体制整備については、担当所管を中心として横断的に子ども施策事業に向けて、各所管の各種事業を通じて、さまざまな子ども施策や子育て支援事業に携わっていることを認識して情報共有と合わせて横断的な取り組みに努めていくべきである。 ・子どもの権利ばかりを条文化すると、権利ばかりを助長するのではないかと議論があったことから、子ども政策推進について、行政の責務や市民の責務などと合わせて、子どもの務めとして、努力義務が条文化されている、本市では子どもの自立・自律を促し、子ども自身を取り巻く学習環境においての子どもとしての役割等を前文に明記してはどうかと考える。 ・岩倉市においても庁内での横断的連携に課題があったが、制定後は庁内連携が図れるようになった。行動計画の策定により、子ども関連事業に関する実績や成果などの検証を毎年度行い
--	---

	<p>次年度事業に生かすことができる。本市の条例制定にとっても行動計画策定を条文化すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩倉市のように「子どもの務め」を条例に明記すべきと考える。それにより、子ども一人一人の権利や人権を尊重するものにつながるのではないかと考える。 ・3市共に地域・まちの特性や背景に合わせて執行部が策定した条例であった。条例を制定することにより、子どもの貧困対策を始め、全庁横断的な連携ができると確信した。 ・3市それぞれの条例制定の背景が条例の前文に表れていた。本市の条例制定に当たっては、議会としての思いが前文に反映できるようにしなければならない。 ・児童の権利に関する条約を主眼に置き、児童福祉法・子どもの貧困対策の推進に関する法律等との整合性を勘案し、権利条例として発展させ、本市の将来を担う宝である子どもが、生まれ育った環境に左右されることなく、1人の人間として尊重され、よりよい環境の中で健やかに成長していき、その将来に夢や希望を持って成長していくことが保障されなければならない。 ・どれだけの市民が子どもの貧困問題や子どもの権利について関心を持っているのか。また、本市の貧困・いじめ・ひきこもり・DV・差別の実態等を再度認識しておくことも重要である。 ・条文には「権利」という文言は、最小限にしたい。 ・小学生の低学年でも理解できる解説書をつくとよいと思う。 ・検討委員会、調査研究委員会、アンケート、ワークショップ、聞き取り等、長期にわたる調査研究を実施して条例制定に至っている。本市は、全庁的なかかわりを大きな目的の1つとするため、議会提案で条例を制定する経過について執行部と情報共有を行い、各部署においてどのようにかかわることができるのかを考える機会を設けるべきであると考え。全庁横断的な取り組みを進めるため、取りまとめ役となる所管の新設について検討してもよいと思う。 ・条例の周知が課題とされていたが、条例制定前の段階から、委員会の活動状況を議会だより等で掲載し、市民に関心を持ってもらうことも有効ではないかと考える。 ・人口の流動性などにより子どもたちを取り巻く環境は大きく異なると感じた。亀岡市には、豊かな地域性や地域で育まれた文化があるため、子どもたちがそれに絶えず触れることで、地域や他の大人とのふれあいが深まり、心豊かな人として育ってい
--	---

	<p>くのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none">・本市においては岩倉市や調布市のように「子ども条例」を制定するのがよいのではないかと感じた。・今回調査した先行事例において、子どもを取り巻く現状の把握のための調査や子どもを含む市民からの意見聴取は、既存の事業と関連づけるか教育委員会の協力を得るなどして、費用を抑えるとともに高い回収率を確保されていた。これは策定作業が執行部によって行われていたことから可能となったものである。ワークショップ等の開催は、策定段階から子どもの権利について市民を巻き込むことでこれから制定される条例の認知度向上に大きく貢献しているが、その効果は持続的なものではなく、そこで聴取された意見の反映は、条例で多岐にわたることについて定めようとする場合にこそ、その余地があったと考えられる。当委員会で想定されている条例案は最小限の定めをしようとするものであり、立法事実も既に明確となっていることから、現段階でさらなるリサーチを行うには相当の理由づけが必要である。現時点で執行部においても実態調査の実施が困難な理由は、その必要性が認識されながらも資源配分が不十分であったからである。条例に行動計画等の策定、条例の見直しの際に現状把握や意見聴取を行う条項を設けることが現実的かつ意義のあることである。
--	--

子どもの権利条例(仮称)制定スケジュール

項目	時期
前文骨子の確認	本日(5/25)
条文骨子の作成、確認	6月議会中
執行部との意見交換 ⇒担当課や関連部署との意見交換を行う。 ⇒9月以降も必要に応じて実施。	7月～8月
政策提言集の作成 ⇒執行部との意見交換と並行して実施。	"
逐条解説の作成 ⇒執行部との意見交換と並行して実施。	9月～11月
議案上程、提案理由説明	12月議会
議案採決	12月議会 休会日

前文（A案）

我らがふるさと亀岡では、山々からの清流が豊かな田園地帯を潤し、盆地の中央を流れる保津川にそそぎ、自然と心豊かな人とまちを形成しています。このまちで学び、育つ子どもたちは、ふるさとの宝であり、まちの未来を担うかけがえのない存在です。

子どもは権利の全面的な主体であること、子どもの最善の利益を確保すること、差別を禁止すること、子どもの意見を尊重することなどの国際的な原則のもとで、子どもの権利は、総合的に、かつ、現実に保障されます。子どもにとって、それは自分を自分として実現し、夢を持って生きていく上で不可欠なものです。

大人は、将来の地域社会の宝である子どもと誠実に向かい合い、思いを受けとめ、子どもが健やかに成長できるよう社会全体で連携し支援していく事が大切です。

その根本には、大人も子どもも、お互いの権利を尊重しなければならないことを理解し、ひとりひとりが責務を果たし努力することが求められています。

子どもの権利を大切に考える考え方が亀岡のまちづくりのあらゆる場面に息づくことで、すべての市民が支えあいながら心豊かに暮らせる地域社会が実現することを願って、この条例を制定します。

前文（B案）

我らがふるさと亀岡では、山々からの清流が豊かな田園地帯を潤し、盆地の中央を流れる保津川にそそぎ、自然と心豊かな人とまちを形成しています。このまちで学び、育つ子どもたちは、ふるさとの宝であり、まちの未来を担うかけがえのない存在です。

すべての人は、生まれながらに一人の人間として尊重され、人間らしく生きる権利を有しています。子どもも大人と同じく、この基本的人権を有しています。

成長途中である子どもが健やかに育つためには、様々な助けを受けることが必要です。生まれてから大人になるまでの少しの間、人は子どもとして、基本的人権のほかにも子どもにとって大切な特別の権利を保障されます。

子どもは、自分自身にどのような権利があるかを理解し、社会全体で支えられながらそれを行使していくことで、すべての人が自分と同じように権利を持っていることや、自分自身も社会の一員として他人の権利を大切にしなければならないことを学んで大人になっていきます。子どもの権利が守られる社会を実現することは、すべての人がお互いに尊重される社会を実現することにつながります。

子どもの権利を大切に考える考え方が亀岡のまちづくりのあらゆる場面に息づくことで、すべての市民が支えあいながら心豊かに暮らせる地域社会が実現することを願って、この条例を制定します。